

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般



課税期間	元号 年 月 日				元号 年 月 日				氏名又は名称	F04					
	N01				~	N02									
項 目											税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	旧税率分小計X	
											A	B	C	(A+B+C)	
											円			円	
課税売上額(税抜き)	①										G01	G19	G37	G58	
	免税売上額											②			
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額											③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)											④				(付表2-1の④F欄の金額)
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)											⑤				G59
非課税売上額											⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)											⑦				(付表2-1の⑥F欄の金額)
課税売上割合(④/⑦)											⑧				(付表2-1の⑧F欄の割合)
											C01		%	※端数切捨て	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)											G02	G20	G38	G61	
課税仕入れに係る消費税額											G03	G21	G39	G62	
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)											G04	G22	G40	G63	
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額											G05	G23	G41	G64	
特定課税仕入れに係る支払対価の額											※⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		G42	G65	
特定課税仕入れに係る消費税額											(⑩C欄×6.3/100)		G43	G66	
課税貨物に係る消費税額													G44	G67	
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額											G06	G24	G45	G68	
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑭+⑮±⑯)											G07	G25	G46	G69	
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑰の金額)											G08	G26	G47	G70	
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合	個別対応方式	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの									G09	G27	G48	G71	
		⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの									G10	G28	G49	G72	
高又は合場	がはが合	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰+(⑳×④/⑦))									G11	G29	G50	G73	
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰×④/⑦)									G12	G30	G51	G74	
除税額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額										G13	G31	G52	G75	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額										G14	G32	G53	G76	
差引	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額										G15	G33	G54	G77	
	控除対象仕入税額[(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔+㉕]がプラスの時										G16	G34	G55	G78	
控除過大調整税額[(⑱、㉑又は㉒の金額)±㉓±㉔+㉕]がマイナスの時										G17	G35	G56	G79		
貸倒回収に係る消費税額											G18	G36	G57	G80	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
 3 ④、⑦及び⑧のA欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
 4 ⑨、⑩及び⑪欄には、値引き、割引、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 5 ⑩及び⑪欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。